

高校生活の心得

生徒は、働きながら学ぶことに誇りを持ち、自主的で責任ある行動をとり、常に学業と勤労の両立に努め、有意義な高校生活の確立に務める。

本規程に違反した場合は速やかな改善指導および特別指導を受けることがある。また、詳細については各規程を設けることとする。

第1条 日課について

原則、以下の通りとする

・ 0校時	16:30～17:15	・ 3校時	19:35～20:20
・ S H R	17:25～17:30	・ 4校時	20:25～21:10
・ 1校時	17:30～18:15	・ S H R	21:10～21:15
・ 給食	18:15～18:45	・ 清掃	21:15～
・ 2校時	18:45～19:30	(・ 部活動	21:15～21:50)

第2条 欠席・遅刻・早退、外出について

- 1 欠席する場合は、必ず事前に担任又は学校に、電話または安心安全メールで15時30分までに連絡すること。
- 2 遅刻について
 - (1) 遅刻して登校した場合（ただし、0時間目を除く）
 - ①給食時間・休み時間
所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、学級担任に提出し許可を得ること。
 - ②授業時間
所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、教科担任に提出し許可を得ること。
 - (2) 授業に遅刻した場合は、所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、教科担任に提出し許可を得ること。
- 3 登校後の外出は原則として禁止する。
- 4 やむを得ず早退するときは、所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、学級担任または教科担任に提出すること。やむを得ず、外出する場合は学級担任に理由を告げ、許可を受けること。

第3条 学習・授業について

- 1 授業は始業チャイムに遅れないように教室に入り、授業の準備をすること。
- 2 授業中は、教科担任の指導・指示に従うこと。

- 3 やむを得ずトイレなどで中途退出した時は、職員室で所定の届出用紙に理由を明記し、職員室の教員から認印をもらい、教科担任に提出すること。
- 4 私語、立ち歩き、無断退出、飲食、携帯電話の使用等、授業を妨害する行為は厳禁とし、特別な事情（授業で利用・特別な配慮・熱中症対策など）があると教科担任が認めた場合を除いて、授業に不必要な物（携帯電話・飲食物等）は机上に置かないこと。
- 5 特別な事情（授業で利用・特別な配慮など）があると教科担任が認めた場合を除いて、授業の妨げになるもの（イヤホン等）は、身につけないこと。
- 6 考査等（単元テストや小テストなど）で、不正行為をしないこと。

第4条 礼儀・マナーについて

- 1 保護者等、来客者、教職員に対してはもちろんのこと、生徒間においても校舎内外を問わず礼儀を持つこと。
- 2 校長室、職員室、事務室への入室は、ノック、挨拶をすること。
- 3 適切な言葉遣いを心掛け、周囲に不快感を抱かせる言動は慎むこと。
- 4 本校の生徒であることを常に自覚し、高校生としての品位を保ち、他人の迷惑にならないようにすること。

第5条 校内生活について

学校は集団生活を営む場であり、集団の一員として他人に迷惑をかけないように心掛ける。

- 1 校内では日課表に従い、チャイム席を厳守する。
- 2 飲酒・喫煙行為は、成年・未成年にかかわらず校地内や教育活動中は厳禁とする。
- 3 生徒間の金銭の貸借、物品の売買はしない。また、高額な金銭や貴重品は持参しないように心掛けること。
- 4 危険物（火気類・刃物類など）の持ち込みは厳禁とする。
- 5 各自の持ち物は各自で管理し、貴重品は担任または担当教員に速やかに預けること。
- 6 遺失物・拾得物については速やかに担当教員に届け出ること。

第6条 校外生活について

校外でも本校生徒としての自覚と誇りを失わぬ行動をするよう心掛ける。

- 1 18歳未満の者は、保護者等を伴わない外出は午後11時までとし、無断外泊は絶対にしないこと。
- 2 違法薬物等の使用や所持は絶対にしないこと。
- 3 20歳未満の者の飲酒・喫煙は厳禁とする。

- 4 公共の交通機関を利用する場合は、乗車マナーを守ること。
- 5 自動車や自動二輪車（原付を含む）を運転する際は、交通法規を守り危険運転や無免許運転は絶対にしないこと。自転車を運転する際も、交通法規を厳守し、公共のマナーを守って運転すること。
- 6 高校生としてふさわしくない場所、また危険な場所には立ち入らないこと。
- 7 その他、反社会的とみなされる行為は厳禁とする。
- 8 校外において、万一事故が起こった場合には速やかに学校に連絡すること。
(電話番号：0152-43-2353)

第7条 校舎美化保全および施設設備について

校舎愛護の精神を持ち、美化に努める。

- 1 校舎の施設設備は常に丁寧に扱うこと。
- 2 学校施設を破損した場合は、すみやかに教員に届け出ること。破損した場合は原則として弁償すること。
- 3 非常用設備には、必要なとき以外は手を触れないこと。
- 4 学校休業日に部活動等で施設・設備を使用するときは、担当教員等の指示に従うこと。
- 5 教室・教材・教具等の無断使用は厳禁とする。
- 6 掃除は責任を持って行い、清掃終了後は担当教員の点検を受けること。
- 7 ゴミの分別は各自が自覚し、積極的に行うこと。

第8条 賞罰

- 1 本校生徒がその本分を尽くし、他の生徒の模範となる行いがあった場合は、これを表彰することがある。
- 2 懲罰については「特別指導及び懲戒に関する規程」等により、適切な指導をする。

第9条 給食

- 1 「完全給食制」のため、可能な限り全員決められた時間に給食をとること。
- 2 特別な事情等により保護者等から申出があり校長が認めた場合は、給食をとらなくてもよい。

第10条 就業について

- 1 生徒は勤労生徒として、可能な限り職に就くことが望ましい。
- 2 就業時間については、登校時間に間に合うよう雇用主の協力を得ること。

付則 本規程は、令和6年10月1日より施行
本規程は、令和8年 4月7日一部改訂